

令和7年第17回 札幌市教育委員会会議録

※非公開に係る議案（議案第3号から報告第2号）を除く

令和7年第17回教育委員会会議

1 日 時 令和7年10月16日（木）13時30分～14時20分

2 場 所 STV北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	山 根	直 樹
委 員	佐 藤	淳
委 員	石 井	知 子
委 員	道 尻	豊
委 員	中 野	倫 仁
委 員	朝 倉	由紀子
教育次長	廣 川	雅 之
総務部長 兼 労務担当部長	井 上	達 雄
学校教育部長	佐 藤	圭 一
調整担当部長	吉 田	憲 史
児童生徒担当部長	喜多山	篤
特別支援教育推進担当係長	工 藤	雅 文
教職員担当部長	菅 野	智 広
教職員課長	石 田	紘
中央図書館長	前 田	憲 一
総務課長	千 田	博 史
庶務係長	牛 嶋	和 成
書 記	熊 谷	優 治

4 傍聴者 4名

5 議 題

議案第1号 札幌市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について

議案第2号 札幌市立学校教育職員退職手当条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式等を定める規則の一部を改正する規則案について

議案第3号 学校職員に対する懲戒処分について

報告第1号 学校職員に対する分限処分に係る臨時代理について

議案第4号 札幌市立小学校等通学区域審議会委員の委嘱又は任命について

報告第2号 札幌市情報公開・個人情報保護審査会への諮問書の提出及び請求人への審査会諮問通知書の送付に係る臨時代理について

【開 会】

○山根教育長 これより、令和7年第17回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、佐藤淳委員と中野倫仁委員にお願いをいたします。

本日の議案第3号及び報告第1号は人事に関する事項、議案第4号は付属機関の任命に関する事項、報告第2号は審査請求に関する事項でございます。教育委員会会議規則第14条第1項第2号、第3号及び第5号の規定により公開しないことといたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは、議案第3号、第4号及び報告第1号、第2号は公開しないことといたします。

◎議案第1号 札幌市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について

○山根教育長 それでは議事に入ります。議案第1号「札幌市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

○児童生徒担当部長 議案第1号「札幌市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について」ご説明をいたします。この度、現行の札幌市立特別支援学校学則において、別表に定める収容定員を教育長が別に定めることに変更するとともに、入学の手続きに係る必要書類を見直すことについてお諮りしたく、本案を提出するものでございます。

お手元の資料1は、この度の改正に伴います札幌市立特別支援学校学則新旧対照表になっています。資料2は現行の札幌市立特別支援学校学則、資料3は関係法令について抜粋したものを掲載しておりますので、必要に応じてご参照いただければと思います。

それでは資料2の現行学則をご覧ください。本市では、学校教育法の規定に基づき特別支援学校を設置しておりまして、学校教育法施行規則において定めることとしている学則を「札幌市立特別支援学校学則」として定めております。

収容定員に関する事項を本市学則第2条第1項及び別表第1で定めており、また入学を願う者が提出すべき書類を本市学則第13条で定めているところです。

まずは収容定員に関する事項について、改正理由をご説明いたします。本市学則別表第1に規定する部のうち、小学部及び中学部は、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律に則った基準で学級及び教職員を配置しております。

しかしながら、入学希望者数は地域の対象学齢人口や学校施設の規模等の事情により毎年変動が大きく、また年度途中の転出入にも左右されることから、柔軟に定数を定める必要がございます。

また、特別支援学校高等部につきましては、北海道教育委員会が年度ごとに「公立特別支援学校配置計画」を策定し、高等部の標準定数に係る事項を定めているところです。

当該配置計画については、道教委と本市教委が十分な協議を行った上で策定されており、各学校の適正な生徒数を反映したものとなっております。これら小学部・中学部・高等部の状況を踏まえ、本市学則第2条の規定を改正し、別表第1から定員の規定を削ることとし、児童または生徒の定員を各学校の募集要項等で教育長が別に定めることとしたいと考えております。

なお、具体的な数値を学則に定めなくとも差し支えない旨は、文部科学省の見解も出ているところでございます。

続きまして、入学手続きに必要な書類に関する事項についてのご説明をいたします。現行の学則第13条では、居住地を確認する等のため、住民票等の居住証明書の提出を求めています。

しかしながら、居住地等は本市が発行する入学通知書及び入学願書において確認ができることから、必ずしも住民票等の提出を求める必要がございません。

よって、学則第13条第1項から居住証明書の記載を削るほか、第3号として「その他入学しようとする特別支援学校の校長が必要と認める書類」という内容を追加し、校長が必要と認める場合においてのみ提出を求めることができることといたします。

最後に、施行期日等についてです。改正された学則を速やかに公布・施行させていただき、入学手続きに必要な書類については令和8年度入試から適用し、収容定員に関する事項については令和8年4月1日から施行することといたします。

議案の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山根教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いをいたします。

○佐藤委員 ご説明ありがとうございます。改正案の定員に関して、教育長が別に定めることになるとの手順について、毎年度、定員を明示していく形になるのかどうか、詳しい流れをお聞かせいただけますでしょうか。

○児童生徒担当部長 毎年度、様々な諸般の事情、高等支援の場合は道教委との配置計画に基づき、小学部・中学部についてはその年の入学希望者数や人口比率等から柔軟に定めていくこととなります。それを募集要項等で毎年示していく形になりますので、その募集内容を定める際に教育長の決裁をいただくという形にしたいと考えております。

○佐藤委員 よくわかりました。様々な指標や希望の上がり方から、これくらい来るだろうという数値を募集要項の定員に載せるということですね。

○山根教育長 ほか、いかがでしょうか。

○朝倉委員 1点質問させていただきます。住民票等の居住証明書の提出を求めないこととする理由について、聞き逃してしまったかもしれないのですが、何か理由があって削ることになったのでしょうか。

○特別支援教育推進担当係長 今まで居住証明書という形で居住状況を確認しておりましたが、その際に保護者の方に住民票を取得していただく際の手数料の負担があるという点が大きくございます。札幌市内に居住していることは入学通知書等でも確認が取れますし、中学校等との連携の中でも確認が可能です。保護者の負担軽減という視点からも、今回の居住証明書に関する規定は削除したいと考えております。

○山根教育長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは、議案第1号につきましては提案どおり決定されました。

◎議案第2号 札幌市立学校教育職員退職手当条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式等を定める規則の一部を改正する規則案について

○山根教育長 続きまして議案第2号「札幌市立学校教育職員退職手当条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式等を定める規則の一部を改正する規則案について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

○労務担当部長 私からは、議案第2号についてご説明をいたします。お手元の資料の概要及び新旧対照表をご覧ください。この改正は、国の法令等の改正に伴う規則の一部改正になります。まず改正の背景ですが、国において懲戒免職処分を受けて退職するなどした国家公務員に係る退職手当等について、支給を制限し、差し止め、または返納を求める処分をすることができることされており、これらの処分内容を相手方に通知する際の書面の内容を内閣官房令で定めております。

この度、国の行政不服審査会において、内閣官房令の様式に記載されている審査請求をすることができる期間の起算日について、現行の「処分書を受けた日の翌日」から、行政不服審査法第18条に規定する起算日である「処分があったことを知った日の翌日」に改善する必要があるとの答申がなされました。

それを踏まえ、国において改正内閣官房令が制定され、様式の記載について改正が行われました。本規則改正は、国の内閣官房令が改正されたことを受け、同様に内閣官房令の様式に準じた改正を行うものでございます。

なお、同様の改正は札幌市の市長部局においても実施済みでございます。本日ご承認いただけた場合、公布の日を施行日としております。

ご説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○山根教育長 ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは、議案第2号につきましても提案どおり決定されました。

議案第3号から第4号及び報告第1号から第2号は公開しないことといたしますので、傍聴の方、報道機関の方は退室をお願いいたします。

以下、非公開